

無人航空機登録講習機関に係るオンライン講習業務委託仕様書

1 総則

(1) 適用範囲

本仕様書は、警察大学校に設置する無人航空機登録講習機関において、「登録講習機関の教育の内容の基準等を定める告示」（令和4年国土交通省告示第951号。以下「告示」という。）別表第四に基づき実施するオンライン講習業務に適用する。

(2) 関係法令等

航空法（昭和27年法律第231号）、無人航空機の登録講習機関及び登録更新講習機関に関する省令（令和4年国土交通省令第59号）及び告示等

2 契約期間

契約締結日翌日から令和9年3月15日（月）までの間とする。

3 業務内容等

契約業者は、次の業務を実施すること。

- (1) 告示別表第四の基準に適合する二等無人航空機操縦士講習（初学者向け講習）について、警察大学校が準備するパーソナルコンピューター等（以下「準備端末」という。）においてインターネットを経由して、ウェブサイト動画等をオンラインで受講できること。
- (2) 受講開始に必要なURL、アカウント等の情報を提出すること。
- (3) 準備端末においてインターネットを経由して、受講者の受講にかかる進捗状況及び講習の効果を測定するための修了確認試験の採点結果を令和9年2月26日（金）まで確認できること。
- (4) 受講期間及び受講者数は、令和9年1月6日から1月27日までは2名、令和9年1月29日から2月19日までは2名とする。

4 提出書類等

次の書類等を電子メール等により提出すること。

(1) 受講開始に必要な情報等

受講開始に必要なURL、アカウント等の情報及び受講可能な開始日を記載した書類を提出すること。

(2) 完了届

完了日及び業務を完了したことを証明した内容を記載した書類を提出すること。

5 一般事項

(1) 法令等の遵守

契約業者は、本業務の履行に関係する法令を遵守すること。

(2) 不明点を解消する義務

契約業者は、本業務の履行に当たり生じた不明点については、警察大学校に確

認すること。不明点を解消しないことに起因する履行不能は、契約業者の責任に帰すものとする。

(3) 業務の履行に関する協議

契約業者は、本業務の履行に当たり、本仕様書に記載のない事項であっても、業務の目的を達するために必要となる事務については、警察大学校と協議の上、対応すること。

(4) 関連事業者等との協力

契約業者は、本業務の履行に当たり、各関連機関、各関連事業者等と連携が必要となる作業については、警察大学校と協議の上、これらの機関等と協力して実施すること。

(5) 守秘義務

ア 契約業者は、警察大学校から提供する情報その他本業務の履行の過程で知り得た情報（以下「保護すべき情報」という。）を本契約の履行期間中のほか、履行後においても、第三者に開示又は漏えいしてはならない。

イ 保護すべき情報に接する者（派遣社員、契約社員、パート、アルバイト等を含む。以下「取扱者」という。）は、在職中及び離職後においても、保護すべき情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。

(6) 管理

ア 契約業者は、本契約に基づき、保護すべき情報については、特に厳重な取扱いを行うものとし、その保管管理について一切の責任を負うものとする。

イ 契約業者は、保護すべき情報について、本契約の履行又は警察大学校の指定した目的以外に使用してはならない。

ウ 契約業者は、保護すべき情報について、本契約が終了したとき、又は警察大学校から廃棄を求められたときは、これを直ちに警察大学校が認める方法により廃棄するものとする。

エ 契約業者は、保護すべき情報を、警察大学校の承諾なくしては、方法の如何にかかわらず複製・複写してはならない。

(7) 情報セキュリティ侵害事案等事故

ア 契約業者は、契約業者の従業員の故意又は過失により情報セキュリティ侵害事案等事故（次の(ア)～(エ)のことをいう。以下「事故」という。）があったときでも、契約上の責任を免れることはできない。

(ア) 保護すべき情報について、外部への漏えい又は目的外利用が行われた場合

(イ) 保護すべき情報について、認められていないアクセスが行われた場合

(ウ) 保護すべき情報を取り扱う又は取り扱ったことのある電子計算機若しくは外部記録媒体に不正プログラムの感染が認められた場合

(エ) 前各号に掲げるもののほか、警察大学校又は契約業者の保護すべき情報の侵害、改ざん、滅失、紛失、破壊その他の機密性、完全性及び可用性を損なう事故が発生し、又はそれらの疑い若しくはおそれがある場合

イ 契約業者は、本契約の履行に際し、事故があったときは、適切な措置を講ずるとともに、速やかにその詳細を警察大学校に報告しなければならない。

ウ 警察大学校は、事故が発生した場合、必要に応じ契約業者に対し調査を実施することとし、契約業者は警察大学校が行う当該調査について、全面的に協力しなければならない。

エ 契約業者は、事故の損害、影響等の程度を把握するため、本業務で作成した資料等を契約終了時まで保存し、警察大学校の求めに応じて警察大学校に提出するものとする。

オ 事故が契約業者の責めに帰すべき事由による場合、当該措置に必要な経費については契約業者の負担とする。ただし、警察大学校の損害賠償請求権を制限するものではない。

カ 契約業者は、事故の拡大防止及び再発の防止に関する措置について、警察大学校に報告しなければならない。ただし、措置の実施状況について、警察大学校の求めに応じて警察大学校に報告するものとし、警察大学校は、その実施状況が十分でないと認められる場合は、その是正のために必要な措置を講ずるよう契約業者に求めることができる。その求めがあったときは、契約業者は速やかにその是正のために必要な措置を講じなければならない。

(8) 情報セキュリティ監査

ア 警察大学校は必要に応じ、契約業者に対して情報セキュリティ対策に関する監査を行うものとし、監査の実施のために、警察大学校の指名する職員を契約業者の事業所その他関係先に派遣することができる。

イ 契約業者は、警察大学校が情報セキュリティ対策に関する監査を実施する場合、警察大学校の求めに応じ、必要な協力（警察大学校の指名する職員による契約業者の事業所その他の関係先への立ち入り、関係者への面会、関係書類の閲覧、監査証拠の提出等）を行わなければならない。

ウ 契約業者は、本業務の履行に当たり、自ら内部監査、外部監査及び情報セキュリティ対策に関する監査を行った場合は、その結果を警察大学校に報告することとする。

エ 警察大学校は、監査の結果、情報セキュリティ対策が十分満たされていないと認められる場合は、その是正のための必要な措置を講ずるよう契約業者に求めることができる。ただし、契約業者は、警察大学校から求めがあったときは、速やかにその是正のための必要な措置を講じなければならない。

(9) 言語

本講習環境及び提出書類は日本語であること。

(10) セキュリティ・保守体制

ア 本講習環境は官庁執務時間に利用可能とし、保守体制が構築されていること。

イ 本講習環境は適切な情報セキュリティ対策を講じていること。

(11) 暴力団排除

暴力団排除に関する条項については別添「暴力団排除条項」によるものとする。

(12) 費用負担範囲

本契約を履行するに当たり必要となる費用は、全て契約業者において負担すること。ただし、準備端末及び準備端末からインターネットまでの接続環境は警察

大学校の負担とする。また、準備端末においてブラウザ標準機能以外の受講で必要となるアプリケーションは契約業者が警察大学校に提供すること。

6 検査

- (1) 本仕様書に基づく検査は、警察大学校が行う。完了届を警察大学校に提出すること。
- (2) 検査中に本仕様書の規定に関して解釈上の疑義が生じた場合は、警察大学校の指示に従うこと。

暴力団排除条項

（属性要件に基づく契約解除）

第1条 警察大学校（以下「甲」という。）は、契約業者（以下「乙」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- （1） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （2） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （3） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （4） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- （5） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- （1） 暴力的な要求行為
- （2） 法的な責任を超えた不当な要求行為
- （3） 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- （4） 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為
- （5） その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来においても該当し

ないことを確約する。

（損害賠償等）

第4条 甲は、第1条又は第2条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損失について、何ら補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条又は第2条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第5条 乙は、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。